第七　介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付（平成十二年厚生省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十号中「指定介護予防訪問介護（」の下に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

第八　次に掲げる告示の規定中「六月」を「七月」に改める。

一　厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）表の二の項

二　介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）表の四の項

三　介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）表の二の項

四　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）表の四の項

五　介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）表の三の項

第九　平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

十九　第一号通所事業に係る事業所

第十五条に次の一号を加える。

八　地域支援事業

イ　第一号訪問事業

ロ　第一号通所事業

第十　平成二十年厚生労働省告示第三十一号（介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業）の一部を次のように改正する。

第二号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改め、第三号中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

第十一　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四の四の⑶中「同法第八条の二第二項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第八条の二第二項」に、「同条第三項」を「介護保険法第八条の二第二項」に、「同条第七項」を「医療介護総合確保推進法附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第八条の二第七項」に、「同条第十一項」を「介護保険法第八条の二第九項」に改め、第四の四の⑷中「第八条の二第七項」に改め、第四の四の四の⑺中「介護保険法」の下に「第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を行う者又は医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第十二　要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考第四号中「第八条の二第九項」を「第八条の二第七項」に改め、同表備考第六号中「第八条の二第十項」を「第八条の二第八項」に改める。

別表第二備考第四号中「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に改め、同表備考第九号中「第八条の二第十項」を「第八条の二第八項」に改める。

第十三　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改める。

第六号中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改め、第七号中「第八条の二第十六項」を「第八条の二第十四項」に改める。

第十四　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次のように改める。

表病床の機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。第三十条の三第二項第五号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。））の項中「第三十条の三第二項第五号」を「第三十条の三第二項第六号」に、「第三十条の十二第一項第一号に規定する基準日における病床の機能」を「第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日病床機能」に、「第三十条の十二第一項第二号」を「第三十条の十三第一項第二号」に改め、同表入院患者に提供する医療の内容の項中「胸腔鏡下手術」を「胸腔鏡下手術」に、「腹腔鏡下手術」を「腹腔鏡下手術」に、「血漿交換療法」を「血漿交換療法」に、「胸腔又は腹腔洗浄」を「胸腔又は腹腔洗浄」に、「腹膜灌流」を「腹膜灌流」に、「重度褥瘡処置」を「重度褥瘡処置」に改める。

第十五　医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（平成二十六年厚生労働省告示第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十条の十五第一項」を「第三十条の二十一第一項」に改める。

○厚生労働省告示第百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五の二第一項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同項の規定により公表する。なお、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十六号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成二十四年厚生労働省告示第八十六号）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。

介護保険法（以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等（法第7条第4項に規定する要支援者に相当する者をいう。以下同じ。）に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものである。